

訪問看護ステーション 夢の実 指定訪問看護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恩賜財団埼玉県済生会鴻巣病院（以下「本事業者」が設置する。

訪問看護ステーション 夢の実（以下「本事業所」という）において実施する指定訪問看護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(指定訪問看護の運営の方針)

第2条 本事業所が実施する指定訪問看護は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその在宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 指定訪問看護の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護事業所、保険医療サービス及び福祉サービスの提供をするものとの連携に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護の提供の終了に関しては、利用者の又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設置及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問看護運営の方針)

第3条 事業所が実施する事業は、利用者が介護予防状態となった場合に、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態になることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業にあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
- 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医を及び地域包括支援センター、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び基準」（平成18年3月14日厚生省令第35号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第4条 指定訪問看護の事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション 夢の実
- (2) 所在地 埼玉県鴻巣市八幡田849

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 本事業所における従業者の職種、員数および職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師1名

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護の実施に関し、本事業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 看護師：2.5名以上（管理者含む）

看護師は、主治医の指示書と訪問看護計画書に基づき指定訪問看護を行い、実施事項を訪問看護報告書として作成する。

(営業日および営業時間)

第6条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜から土曜日までとする。

ただし、祝日、12月29日から1月3日を除く

- (2) 営業時間：午前8時45分から午後5時15分までとする。

- (3) サービス提供時間：午前9時00分から午後5時までとする。

(4) 連絡体制など：24時間電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じて適切な対応ができる体制とする。

(指定訪問看護の内容)

第7条 本事業所で行う指定訪問看護は利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

(1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて療養上の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載した訪問看護計画書を作成し、その重要な事項について、利用者又はその家族に説明し、提供するものとする。

- (2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護を行う。

(サービスの内容)

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理

⑩ その他の医師の指示による医療処置

- (3) 訪問看護報告書の作成を行う。
- (4) 必要に応じて保険医療福祉サービスと連携する。

(指定訪問看護の利用料等)

第8条 指定訪問看護を提供した場合、介護報酬 告示上の額として、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その介護負担割合証に記載された割合の額を利用者から受けるものとする。

なお法定代理受領以外の利用料については「指定サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。

2 指定介護予防訪問看護を提供した場合、介護報酬 告示上の額として、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その介護負担割合証に記載された割合の額を利用者から受けるものとする。なお法定代理受領以外の利用料については「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生省告示第127号)によるものとする。

3 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、費用の内容および金額について別途定める料金表による説明を行い、同意を得るものとする。

4 その他の利用料として次の額の支払いを受ける。

- (1) 営業時間内で2時間を超える訪問看護料金：30分あたり1,000円(税別)
- (2) 営業時間外の訪問看護料金：設定なし
- (3) 営業日以外の訪問看護料金：1回あたり10,000円(税別)
- (4) 週回数を超える訪問看護料(回数制限のない疾患・状況は除く)：1回あたり8,500円(税別)
- (5) 臨時及び緊急の入院等にかかる支援及び1時間半を超える同行支援にかかる訪問看護料金
職員1人につき30分あたり3,000円(税別)
- (6) 死後の処置料：10,000円(税別)

5 訪問看護に要した交通費は、第9条に定める地域は無料とする。他の地域への移動にかかる交通費は以下の通りとし、おむつ代等は実費相当の支払いを受ける。

自動車、バイクを利用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 本事業所から片道20キロメートル以上30キロメートル未満…200円(1回ごと 税別)
- (2) 本事業所から片道30キロメートル以上…300円(1回ごと、税別)
- (3) 公共交通機関利用は、実費負担

6 おむつ代等は実費相当の支払いを受ける。

7 本事業所は利用者より基本利用料、その他の利用料(個別の費用ごとに区分)の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の指定訪問看護の実施地域は鴻巣市、北本市、行田市、桶川市、上尾市、熊谷市、東松山市、羽生市、加須市の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第10条 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護を行っている時に利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じた手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示求

める等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告をする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業所連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理)

第 11 条 看護師等の清潔の保持、健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品の衛生的な管理に努めるものとする。

(苦情処理)

第 12 条 指定訪問看護の提供にかかわる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 本事業所は、提供した指定訪問看護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出、もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した指定訪問看護にかかわる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待に関する事項)

第 13 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に挙げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 本事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 14 条 本事業所は、従事者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修：採用後 3 カ月以内
- (2) 継続研修：年 1 回

2 従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせないものとする。
- 5 本事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から 永年保存するものとする。
- 6 この規定に定める事項のほか、運営に関する事項は社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会支部長と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は令和 5 年 3 月 8 日から施行する。